別記様式（第八項関係）

日本ワイン 品目 原材料名（原材料の原産地名） 製造者 内容量 アルコール分 原産国名

備考

1　日本ワインに該当する場合は、「日本ワイン」と表示する。

2　発泡性を有する果実酒等（アルコール分が10度未満のものに限る。）である場合は、酒類の品目に続けて発泡性を有する旨及び税率の適用区分を表す事項を表示する。なお、酒類の品目は、容器又は包装の主たる商標を表示する側に表示した場合には省略することができる。

3　原材料の原産地名は、原材料名の次に括弧を付して表示する。

4　酒類製造業者の氏名又は名称及び製造場の所在地等は、「製造者」等として表示する。なお、その記載に当たっては、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の規定に従うものとする。

5　容器の容量は、「内容量」として表示する。内容量は、酒類の品目とともに主たる商標を表示する側に表示した場合には省略することができる。

6　この様式は、縦書きとすることができる。

7　この様式に掲げる表示のほか、食品表示法その他法令により表示すべき事項及び消費者の選択に資する適切な表示事項を枠内に表示することができる。

8　この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。

9　「日本ワイン」の表示に続き表示する項目は、任意の順に表示することができる。

附　則

この告示の規定は、この告示の適用の日前に果実酒等を容器の容量分充てんした容器に対する表示又は当該容器の包装に対する表示については、適用しない。

別表（第一項第三号関係）

1　他の容器に移し替えることなく移出することを予定した容器内で発酵させた果実酒について、発酵後、当該容器にブランデー、糖類、香味料（国内で収穫されたぶどうの果汁又は当該ぶどうの濃縮果汁に限る。）又は日本ワインを加える製法

2　酒税法第三条第十三号イからハまでに掲げる果実酒に、香味料（国内で収穫されたぶどうの果汁又は当該ぶどうの濃縮果汁に限る。）を加える製法（当該加える香味料に含有される糖類の重量が当該香味料を加えた後の果実酒の重量の百分の十を超えないものに限る。）

3　酒税法第三条第十三号イからハまでに掲げる果実酒に糖類を加える製法

○国税庁告示第十九号

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づき、酒類の地理的表示に関する表示基準を次のように定めたので、同条第二項の規定に基づき告示する。なお、地理的表示に関する表示基準を定める件（平成六年十二月国税庁告示第四号）及び地理的表示に関する表示基準第二項に規定する国税庁長官が指定するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地を定める件（平成七年六月国税庁告示第六号）は、平成二十七年十月二十九日をもって廃止する。

平成二十七年十月三十日

国税庁長官　中原　広

酒類の地理的表示に関する表示基準

（定義）

1　次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　「酒類」とは、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。

⑵　「酒類の品目」とは、酒税法第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。

⑶　「地理的表示」とは、酒類に関し、その確立した品質、社会的評価又はその他の特性（以下「酒類の特性」という。）が当該酒類の地理的な産地に主として帰せられる場合において、当該酒類が世界貿易機関の加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を産地とするものであることを特定する表示であって、次に掲げるものをいう。

イ　国税庁長官が指定するもの

ロ　日本国以外の世界貿易機関の加盟国において保護されるもの

⑷　「酒類区分」とは、ぶどう酒、蒸留酒、清酒又はその他の酒類による区分をいう。

⑸　「ぶどう酒」とは、酒類の品目のうち、果実酒及び甘味果実酒であって、原料とする果実がぶどうのみのものをいう。

⑹　「蒸留酒」とは、酒類の品目のうち、連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、ウイスキー、ブランデー、原料用アルコール及びスピリッツをいう。

⑺　「清酒」とは、酒類の品目のうち、清酒をいう。

⑻　「その他の酒類」とは、前三号に掲げる酒類以外の酒類をいう。

⑼　「使用」とは、酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいう。

イ　酒類の容器又は包装に地理的表示を付する行為

ロ　酒類の容器又は包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為

ハ　酒類に関する広告、価格表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

（地理的表示の指定）

2　国税庁長官は、酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であり、かつ、その酒類の特性を維持するための管理が行われていると認められるときには、次の各号に掲げる事項（以下「生産基準」という。）、名称、産地の範囲及び酒類区分を前項第三号イに掲げる地理的表示として指定することができる。

⑴　酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性に関する事項

⑵　酒類の原料及び製法に関する事項

⑶　酒類の特性を維持するための管理に関する事項

⑷　酒類の品目に関する事項

3　国税庁長官は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する表示は、地理的表示として指定しない。

⑴　酒類に係る登録商標（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第二条第五項に規定する登録商標をいう。以下同じ。）と同一又は類似の表示であって、その地理的表示としての使用が当該登録商標に係る商標権を侵害するおそれがある表示

⑵　日本国において、酒類の一般的な名称として使用されている表示

⑶　産地の範囲が日本国以外の世界貿易機関の加盟国にある場合において、当該国で保護されない表示

⑷　前三号に掲げるもののほか、保護することが適当でないと認められる表示

（指定した地理的表示の取消し）

4　国税庁長官は、指定した地理的表示が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

⑴　使用されなくなった場合

⑵　指定した日以後に、地理的表示が前項第一号から第三号までの表示に該当することとなった場合

⑶　指定した日前に地理的表示が前項第一号から第三号までの表示に該当していたことが、当該指定した日から三箇月以内に明らかになった場合

⑷　前三号に掲げるもののほか、指定が適当でないと認められる場合

（指定した地理的表示の変更）

5　国税庁長官は、指定した地理的表示の生産基準、名称、産地の範囲及び酒類区分を変更することができる。

（地理的表示の確認）

6　国税庁長官は、第一項第三号ロに掲げる地理的表示を保護するに当たっては、当該地理的表示が第三項各号に該当しないことを世界貿易機関の加盟国との交渉を通じ又は世界貿易機関における地理的表示の登録情報により確認することができる。

（地理的表示の指定等に係る意見募集）

7　国税庁長官は、第二項の指定又は前項の確認をするときは、関連する資料をあらかじめ公示し、広く一般の意見を求める。

（地理的表示の指定等の公告）

8　国税庁長官は、第二項の指定、第四項の取消し、第五項の変更又は第六項の確認をした場合は、その旨を官報に公告する。